

平成30年

第7回 農業委員会総会（月例会）議案

平成30年6月7日

前橋市農業委員会

平成30年 第7回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 平成30年6月7日 午後3時00分
- ・閉会日時 平成30年6月7日 午後4時23分
- ・開催場所 市庁舎7階 農業委員室

・出席委員（23名）

1番 下田 将文	2番 市花 宏之	3番 矢端 晴美	4番 奥野 和子
5番 松島 敏男	6番 大島 俊典	7番 田島 悦夫	8番 星野 和幸
9番 小堀 清	10番 木村 謙	11番 関根 由彦	12番 澁澤 聖一
13番 坂庭 常男	14番 北爪 きよ子	15番 青木 朱美	17番 萩原 秀治郎
18番 深町 富士雄	19番 岡田 重雄	20番 須田 一男	21番 石村 利夫
22番 江原 弘	23番 関口 喜弘	24番 堀越 恒弘	

・欠席委員（1名）

16番 井上 隆

・事務局出席者

事務局長 青木 一宏	補佐 齋藤 孝朗	補佐 瀬戸 浩	副主幹 深澤 直純
副主幹 内田 貴美	副主幹 高山 幸治	主任 富澤 和則	臨時職員 宮田 厚子

・付議事件

- (1) 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 議案第32号 農地法の規定による許可の取消しについて（5条）
- (4) 議案第33号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- (5) 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (6) 議案第35号 農業経営基盤強化促進法第15条第1項の申請について

・報告事項

- (1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (4) 現況証明交付状況について
- (5) 農地法第4条、第5条の規定による意見聴取結果について

青木局長

全員お揃いになりましたので、これより平成30年第7回農業委員会総会を開催いたします。なお、本日の欠席通告者は16番 井上 隆委員の1名であります。従いまして在任委員24名中23名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。開会に先立ちまして、堀越会長よりご挨拶をお願いいたします。

堀越会長
青木局長

◇(挨拶)

会議規則第5条の規定より、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、堀越会長よろしくをお願いいたします。

議長

《堀越会長、議長に就任》

それでは、平成30年第7回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。5番 松島敏男委員、6番 大島 俊典委員をお願いいたします。それでは議事に入ります。

議案第30号・農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から16番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹

◇(議案書・順次、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積等を朗読、説明)

整理番号5番、農地法施行令の第2条第3項適用、本来50a要件を満たす必要がありませんが、農業委員さんの斡旋により成立し交換(議案書4番・5番)申請です。

整理番号14番、一般法人ですので、解約条件付の契約となっています。

なお、整理番号1番から16番は農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

議長

なお、整理番号16番については、面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

10番委員
(3班班長)

現地案内図3条16をご覧ください。面接には法人取締役の方と、代理人の方が来られました。申請人は伊勢崎市にて農産物の生産と販売を営んでおり、農業経営拡大のため、申請地を譲り受けたいとの事です。現在自作地・水田75,214㎡・畑66,777㎡、借地・水田7,455㎡・畑7,366㎡を耕作しており、水田では主に古代米を作付け、畑ではブルーベリーを主としてニラ・ジャガイモ・ネギ・ウメを生産し、現在の主な販売先は別経営の関連会社の贈答品として利用しており、そのリピーターに直接販売しているとの事です。法人としての売上報告書23を見ると、昨年度実績が約400万円・3年前実績の1/3に留まり、経営面積から期待される売上額が達成されていないと思われるため、その要因を伺ったところ、ブルーベリー生産に関しては、鳥・虫害により、作付面積はあるが収穫量の確保が出来ず、人件費倒れとなってしまったため、東京の業者への販売を取り止め、自社関連会社への出荷としたとの事です。また水田では一時ゴロピカリを生産したが価格が合わず、現在古代米を生産しているが無農薬をめざしているため、人手も足らず生産量も少ないが現状であるとの事です。農地所有適格法人の要件としては、①形態要件、②事業要件、③構成員要件、④役員要件のすべてを満たさなければなりません。②事業要件とは、農地所有適格法人の売上の1/2超が「農業及び関連産業」でなくてはならないとされています。本法人の決算報告書を見る限りでは、損益計算書の売上高に対して、営業外収益、特別利益の項目の内容が不明確なため、②事業要件を満たしているのか不明となっています。この法人の所有農地の転用履歴によれば過去数回にわたり法人資産である農地が売却されており、資産処分が、どの項目で報告されているのかが不明です。よって調査班としては、この詳細に

について総会までに報告されることを求め、さらに生産物の販売実績についても資料の提出を求めることとしました。この結果をもって、総会にお諮りし審議をお願いしたいと思います。資料が届いているとの事ですので、事務局の説明を求めます。

議長
深澤副主幹

事務局お願いします。

農業委員会より、売上の元となる出荷関連会社の出荷内容・土地を手放した理由・売上明細の詳細を求めました。関連会社のため、請求書についてはコピーが添付されています。取引が関連会社が主で、一般の方へ少し、市場へのお荷はありません。売上の内容は、農地取得適格法人の報告書（年1回）の売上内容と一致している事は確認いたしました。確定申告書の写しを追加で依頼しましたが、間に合わず、営業外収益・特別収益の確認はできておりません。確認できていますのは、売上内容・農地を手放した時の売上がどの様なかたちで決算書に記載されているかです。過去の取得農地を住宅地として何年か後に手放した経緯は、相手方が必要としたこと、農業をする上で高低差があり耕作しづらかったとの事です。又ブルーベリー畑の一部が太陽光発電になった理由は、もともと桑畑で規模が小さかったことや、裏が竹林のため育成が困難であったこと、また太陽光発電施設の会社より強い要望があったため手放したとの事です。

議長
3班班長
議長

班長、調査班の判断は。

調査班としては保留とし、さらに確定申告の書類を待ち検討し判断いたします。

以上で事務局の説明、及びおよび調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

18番委員
深澤副主幹
18番委員
深澤副主幹
18番委員
深澤副主幹

整理番号4番、5番、農業委員会の斡旋ですと許可されるということですが。

農地法施行令2条第3項の適用になります。

双方が50a要件を満たさない場合は駄目ですね。

はい、そうです。

整理番号6番から13番、借人は個人経営から法人経営へ変換するのですか。

借人は、他の土地を個人で借り農業参入をし、経験を積み、今回の申請は法人を立ち上げての参入です。

18番委員
深澤副主幹

今まで借りていた土地はそのままですか。

今まで借りていた土地から、今回の申請地に変換したいとの事です。今後は個人で借りていた土地は返却するとの事です。さらに規模拡大するときは、今回法人が認められますと農地取得適格法人になり、今後は取得、利用権等で借りる手続きをとり、土地を増やしていく計画です。

18番委員
深澤副主幹
18番委員
深澤副主幹
議長

今回の申請は使用貸借ですよ。そのうえで農業法人になる訳ですか。

農業法人は作った段階で農業法人になれます。

既に登記してあるのですか。

はい、登記してあり、法人が借ります。

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号16番を保留とし、1番から15番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

議長

全員賛成でありますので、議案第30号・農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号16番を保留とし、1番から15番までを許可とすることに決定いたします。

次に、議案第31号・農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から14番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

富澤主任

◇（議案書・順次、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明）

なお、整理番号1番から14番は農地法第4条第6項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議 長

なお、整理番号12番から14番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

10番委員
(3班班長)

現地案内図4条12、13をご覧ください。申請地は、前橋協立病院から南西約30mに位置し、道路と宅地に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第二種農地です。隣接する有料老人ホーム及び薬局より駐車場・ハーブ園用地として借用したいとの要望により申請するものです。面接には、申請代理人と借用する会社代表の方が来られました。伊勢崎市で営業している店舗を閉鎖し、申請地北の薬局店舗に付属してアロマ商品販売、リラクゼーションサロンを設け、申請地にはハーブ栽培の指導目的のためのハーブ園を作りたいとの事です。造成は貸主が実施し、ハーブ園を設けるため舗装はしないとの事です。隣接する農地はありませんが、北側に地域にとって重要な「礪島用水」があります。造成に注意し排水を流すことなく、用水管理にも協力するとの事です、調査班としては許可相当と判断いたしました。なお、本用地に隣接する北側道路が南部都市計画道路・江田天川大島線の建設に伴い通り抜けが出来なくなったために、本申請地の一部が道路用地として一時転用されております。

現地案内図4条14をご覧ください。申請地は、産業人スポーツセンターから西へ約450mに位置し、周囲を農地に囲まれた集団農地で農振農用地です。本申請は、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電施設を継続して使用するための延長申請であります。調査班としては、作物が適正に栽培されており、許可相当と判断いたしました。

議 長

以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

18番委員
富澤主任

整理番号4、一部とありますが、最終的には分筆か、用途区分変更ですか。
今回の申請は、既に4月に農業用倉庫で許可になっている残りの部分の追加申請です。一帯で、農業用倉庫として使用します。

18番委員
富澤主任

整理番号10の説明を求めます。
整理番号10番は、一部分のみの申請です(分筆はせず)。用途区分変更は申請されて

議 長
富澤主任
議 長

300㎡までですか。
用途区分変更は300㎡のしぼりはありません。
その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から14番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙 手)

議 長

全員賛成でありますので、議案第31号・農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号1番から14番までを許可とすることに決定いたします。

次に、議案第32号・農地法の規定による許可の取消し5条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

富澤主任
議 長

◇(議案書、地目、面積、許可日等、取消理由を朗読、説明)

なお、整理番号1番については、現地調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

10番委員
(3班班長)

現地案内図5条の取消をご覧ください。申請地は群馬フラワーパークから東へ約270mに位置し、東側は、道路、北側と西側、南側は農地に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第二種農地です。許可取消しの理由は、計画を取止めにするものであります。現況は整地

されており、農地利用が可能な状況でありましたので、調査班としては許可相当と判断いたしました。

議 長 以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議 長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長 全員賛成でありますので、議案第32号・農地法の規定による許可の取消し5条許可については、整理番号1番を承認とすることに決定いたします。

次に、議案第33号・農地法の規定による許可後の計画変更申請5条許可について、整理番号1番から3番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹 ◇（議案書・順次、地目、面積、変更内容、申請理由を朗読、説明）

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議 長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から3番までを承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長 全員賛成でありますので、議案第33号・農地法の規定による許可後の計画変更申請5条許可については、整理番号1番から3番までを承認とすることに決定いたします。

次に、議案第34号・農地法第5条の規定による許可申請について、申請件数が多いため、始めに、整理番号1番から24番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹 ◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由を朗読、説明）

なお、整理番号1番から24番は、農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議 長 なお、整理番号11番、18番、21番、については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

10番委員
(3班班長) 現地案内図5条の11をご覧ください。申請地は、申請法人が経営する病院の南側に隣接し、北側は駐車場、周辺を農地に囲まれた、小集団農地の辺縁部に位置する第一種農地です。面接には病院関係者3名と申請代理人が来られました。申請法人は当初の病院建設計画の変更により低層化、更に設備機器の地上への配置換え等により駐車可能台数が不足し、これまで農地の一部転用を受けて駐車場を確保してきたが、期限が切れること、更に今後の必要性を鑑みて、今回の申請となりました。現在、通院患者400名、職員450名を超えピーク時には50台ほどの駐車場が不足しているそうです。土地造成は進入道路と同じレベルとし、碎石により未舗装とし、農業用水に排水が流入しない様にするとの事です。また工事中の安全管理対策については、警備員の適切な配備に心がけ来院患者等の安全を確保するとの事です。調査班としては、現在一時転用で使用している農地を、復元返還の実行に伴い必要性に合わせ、周辺農地への被害防除対策、工事の安全対策もとられることから、許可相当と判断いたしました。

現地案内図5条の18をご覧ください。申請地は、申請法人が経営する病院の東隣に位置し、北側は駐車場、東側は道路、南側は畑に囲まれた、小集団農地の辺縁部に位置する第

二種農地です。現在駐車場に使用している土地に特別養護老人ホームを建設することとなり、代わりに駐車場が必要となり申請。すでに特別養護ホーム施設建設が始まっております。将来的には400台程の駐車場を確保したいとの説明であり、現在不足する駐車場用地として申請地南側の農地を一時転用し、職員駐車場として使用している状態でありました。土地造成は東側道路に合わせて盛土をし、碎石を入れ舗装は行なわないとの事です。調査班としては、必要性を認め水路の保存、雨水処理など周辺農地への被害防除策も取られることから許可相当と判断いたしました。

現地案内図5条の21をご覧ください。申請地は、第二南面道路の沿線に、豚舎や鶏舎が建ち並ぶ、西大河原地区の一角で、山林や農地が混在する小集団農地の辺縁部に位置する第二種農地です。面接には代理人が来られました。申請者の先代が昭和28年に財団法人畜産研究所を設立しドイツより雄雌の親鳥を輸入し、孵卵器で孵化し養鶏農家にヒナを販売するシステムを始め、昭和38年新会社に改名し経営を継続してきたそうですが、昭和から平成に代わる時期に、施設の老朽化を鑑みて養鶏事業から撤退し、平成8年に現在の社名に変更、不動産管理、自動車リース、山林管理、養鶏を行っているそうです。隣接の豚舎は申請者が貸付しているものであり、平成28年の豚舎建設に伴う立会で申請地の購入の運びとなったものです。植林組合の指導を受けて、緑化による自然環境保全のためコナラを植林する計画となっており、調査班としては許可相当と判断いたしました。

議 長

以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

議 長

整理番号11番、現在一時転用で使用している農地の復元の確認方法。

高山副主幹

説明。

13番委員

整理番号8番、10㎡未満の面積表示確認。

高山副主幹

説明。

議 長

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から24番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議 長

全員賛成でありますので、議案第34号・農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号1番から24番までを許可とすることに、決定いたします。

なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。

議 長

次に整理番号25番から42番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹

◇(議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由を朗読、説明)

なお、整理番号25番から42番は、農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議 長

なお、整理番号31番、36番、38番、39番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

10番委員

現地案内図5条の31をご覧ください。申請地は、申請法人が運営する特別養護老人ホームと道路を挟んで西側に位置し、北側と西側は畑、南側は住宅の小集団農地の辺縁部に位置する第二種農地です。申請者は、特別養護老人ホーム・デイサービス事業の経営を行なっています。面接には、法人事務局長と代理人が来られました。現在のデイサービス利用は平均75名であるそうですが、機能訓練施設の利用に大変人気があり、これに対応する施設拡張を、敷地内駐車場に実施する計画のため職員用の駐車場の確保が必要となったも

(3班班長)

のです。土地造成は前橋市の土砂条例許可を取り、実施する予定で、舗装はせず、雨水は自然浸透としますが、東側にある用排水路をはじめ周辺農地への影響に十分注意し施行・使用するとのものであり、調査班としては許可相当と判断いたしました。

現地案内図5条の36をご覧ください。申請地は、神沢の森から東へ約1kmに位置し、周囲は、北側と南側は宅地、西側と東側は畑で、小集団農地の辺縁部に位置する第二種農地です。申請法人は、高崎・安中・富岡市を中心に不動産業を営んでおり、年間売上実績は約10億円との事です。周辺は住宅の建設が進んでおり需要が見込めると判断し申請するものです。建設工事は自社施工とし、一棟当たりの分譲価格は1,800～2,000万円を見込んでいます。土地造成にあたっては北側道路には、集落排水も敷設されており、現況では北より南への勾配があるため境界にはブロック・フェンスを施工し、北への勾配となる様埋立てを行なう予定で、隣接農地への土砂・雨水の流出のない様、施工したいとの事です。調査班としては許可相当と判断いたしました。

現地案内図5条の38番、39番をご覧ください。申請地は、市立時沢小学校から北西へ約700mに位置し、東西は宅地、南北は畑、集団農地の辺縁部に位置する第一種農地です。申請に至った経緯は、申請地近くに位置する現在の会社敷地内に、鉄塔敷きがあり複雑で、輸送車の駐車に不向きなため、本件申請地に移転を希望するものであります。会社の資金事情から本申請は会社役員を務める申請人が土地購入をし、貸駐車場及び貸事務所とするものです。輸送会社は15台の中型トラックを所有し、主に東北方面への食品関係の輸送業務を行なっているとの事です。土地造成は事務所建設用地については北側道路と同じレベルとするが、西側の農地については、南北に高低差があり、南側の農地との境界は、土留めの擁壁を設けるものの南側に傾斜した造成方法をとる計画です。西側にはフェンスを設け、安全のため住宅地との間の道路からは出入りしない様にするとの事です。よってトラックに出入は北側の道路となります。また舗装はせず碎石をいれて雨水は自然浸透とする予定です。周辺農地への影響に合わせ、西側住宅地への安全も配慮されていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

議 長 以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

9番委員 整理番号42番、違法で駐車場とし、直接許可できるのですか。

議 長 事務局の説明を求めます。

高山副主幹 除外から審査している件、除外の段階で、転用が終わるまで使用禁止の指示が出ております（コンクリートを剥がすまでの指導はない）。是正の始末書対応になっています。

議 長 その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号25番から42番までを許可とすることに賛成方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長 全員賛成でありますので、議案第34号・農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号25番から42番までを許可とすることに決定いたします。

次に、議案第35号・農業経営基盤強化促進法第15条第1項の申出について審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

内田副主幹 ◇（資料説明）

齋藤補佐 ◇（補助説明）

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

15番委員 場所確認。

議 長

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の申出について、承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議 長

◇（挙 手）

全員賛成でありますので、議案第35号・農業経営基盤強化促進法第15条第1項の申出について、承認とすることに決定いたします。

次に、25ページ以降の報告事項ですが、報告事項（1）から（4）までの内容は、

- | | |
|-------------------------|-----|
| ○法第4条の届出書の受理状況 | 9件 |
| ○法第5条の届出書の受理状況 | 20件 |
| ○法第18条第6項の規定による通知書の交付状況 | 12件 |
| ○現況証明交付状況 | 3件 |

です。

報告事項（5）は、5月総会において許可とした法第4条、第5条の農地転用許可申請について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

議 長

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

（総会閉会午後4時23分）

顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年6月7日

議 長

署名人

署名人